



**こんにちは**  
さとう純子じゅんこです  
—日本共産党区議会議員—

区議会控室 3880-5770 (直通) 2011.12.18  
さとう純子自宅 5691-5955 (FAXも) 765  
さとう純子事務所 3856-5634

# 第4回定例議会 一般質問に立ちました

特別支援学級の子どもたち、不登校の子どもたち、外国人の子どもたち、病気の子どもたち、みんなが大切にされ、安心して学べる教育環境をつくるのが足立区教育委員会の仕事です。 さとう 純子



前号に引き続き一般質問の内容について報告します。

特別支援通級学級(情緒障害)の充実、日本語教育の充実、応急給水槽の設置について質問しました。

通級学級は不足しています。小学校を卒業しても行き場がありません。

現在、通級学級(情緒障害)は小学校3校に、中学校2校に週1から2日、足立区中の在籍校から通学しています。

学習困難の性質や程度に応じてさまざまなサポートを必要としており、ひとつの学校が大規模化すると、必要なきめこまかな個々の指導が出来ません。また、中学校

は2校しかなく小学校卒業後の進路の受け皿が十分にありません。

千住地区、舎人地区などに通級学級を増設して大規模化解消を進め、保護者が送迎できないために通学をあきらめることがないよう、に遠距離通学の緩和も図るべきと思うがどうか。

答弁「小学校卒業のほとんどが通常学級に進学している。中学校では通級学級を利用する多くの生徒が不登校となっている。

在籍校への段階的登校を目標にしており、増設は考えていない。  
驚くべき答弁!

きめ細かな指導をするためには個別指導が必要でパーティションでは不十分です。

通級学級は1学級10人で編成されるため、学校は教室をパーティションで三つに仕切るなど工夫して教室不足を補っていますがとなりの音等が聞こえる状況は解消しません。個別指導が出来るように人数に応じた教室や指導に欠かさない調理学習ができるよう施設整備を早急に行うべきだがどうか答弁を求めます。

答弁「今後も児童・生徒の課題に応じた学習環境の整備を図る。

東京都内で外国人の児童 生徒多いのは足立区です  
足立区は東京都内で外国人児童・生徒数が一番多く現在、小学校に


513人、中学校に308人在籍し、日本語が十分に学べないために不登校が多く、進学・就職が困難をきたす実態があります。就労支援として福祉事務所に中国帰国者支援相談員が配置され、若者サポートステーションでの取り組みもありますが本来の義務教育の中で充実すべき課題があると考えます。

23区で昼間の日本語学級があるのは小学校で11区に、中学校は5区にありますが、足立区にはありません。足立区にも小・中ともに昼間の日本語教室が必要だがどうか伺います。

答弁「日本語学級は10名以上の通級を持って開設する。開校した場合、足立区全域から通級することになり、登下校の安全や学習時間の保障を考えた場合、日本語適応指導教師の派遣が効果的。

「会話ができるようになったら」だけでは日本語を習得したことになります

足立区の日本語適応指導教師の配置は、原則として週2回、1回あたり2時間で、小学校は6ヶ月以内、中学校は9ヶ月としていきます。教育委員会が必要と認めるばあい延長することができるとしていきますが最大で1年間で、学校から申請しても教育委員会が認めなければ延長できません。



あまりにひどい答弁に再質問するさとう純

ただでは授業の理解は出来ません。義務教育を受ける全ての外国人の児童・生徒の教育を保障する日本語教師を増やし、授業日数は基礎的な教科学習ができるまで増やすべきだと思つがどうか伺います。

答弁「現在、充実していると思つ。授業日数は基準があるが習得状況により延長している。

どうも申請して認めてもらいましう!

文部科学省委託事業「定住外国人の子どもの就学支援事業」は、景気後退が回復するまでの緊急措置として平成21年10月に事業開始、3年間の計画です。日本語が分らない児童・生徒に対するサポート内容は日本語教育、教科学習支援、高校受験対策、自立学習訓練、学校適応支援、進路支援、悩み相談などで、全国40ヶ所に事業所があり、日本語を学びたい人

文部科学省委託事業「定住外国人の子どもの就学支援事業」について質問



12月2日本会議で一般質問に立つ

の「かけ込み寺」の役割を果たしています。

事業所のひとつ「あだち多文化子ども若者日本語教室」には18人の小中学生が学んでいます。コーディネーターの先生は「勉強が分ると子どもたちの顔が輝きます」「意欲的になっていくのがよく分ります」と話します。3年間の事業は今年の12月20日で終了するといわれています。

この事業所がなくなったら子どもたちの行き場がありません。区として事業の継続を国に求めるべきだがどうか。また、事業所の実施団体として鈴鹿市や豊川市では自治体を実施しています。外国人の多い足立区としても支援すべきだがどうか答弁を求めます。

産業経済部長答弁「区として直接的な関与をしておらず、国に事業の継続を求める考えはない。



最後に東京都は、東京湾北部を震源としたM7.3の地震が発生した時の足立区の被害予測で水道の断水率は73%以上としています。

足立区内には、応急給水槽6ヶ所と給水所1ヶ所しかなく、足立区西部の環七で遮断されて孤立する西南地域には1ヶ所もありません。荒川隅田川に囲まれた新田、小台、宮城地域は、橋が使えなくなると水の確保ができなくなる可能性が大了。足立区の西南地域に応急給水槽を早

小台、宮城、新田地域に「応急給水槽」の設置を求める

足立区教育委員会は、事業所が足立区内にあることすら知らないといつ実態で、ある学校の副校長はインターネットでこの事業所を知ったの問い合わせがあったと聞きます。区としても事業所と学校を結びパイプを持ち、足立区の日本語教育を充実すべきとだがどうか伺います。

日本語教育を充実するためにあらゆる手立てを立てるべき

さとう再質問「文部科学省の事業であり、産業経済部長に答弁を求めたい。足立区教育委員会として日本語教育充実のために文部科学省に継続を求める考えを聞いている。学校教育部長答弁「どちらが答弁しても同じ、国に要請する考えはない。

日本語教育を充実するためにあらゆる手立てを立てるべき

# さとう純子の生活相談会

定例は第1・第3土曜日ですが年末・年始は都合により変更になりますので確認のうえ相談事務所に来てください。

- 12月24日(土)
- 1月7日(土)
- 1月21日(土)

午前10時～小台・宮城地域 電話 3919-9216  
 午後13時～鹿浜地域 電話 3899-8501  
 午後16時～江北地域 電話 3856-5634



法律相談は弁護士を紹介します。  
 どんなことでもお気軽に声をかけてください。  
 お急ぎの方はいつでも連絡してください。折り返し連絡します。  
 年末・年始は区役所控室にはいませんので自宅5691-5955に電話あるいはFAで連絡してください。  
 留守番電話になっていますので必ずお名前と電話番号を入れてください。

急に設置すべきだがどうか。答弁「災害時の水の確保は重要。東京都に対し、計画から設置までの流れ、機関、設置の可能性など打診した。今後、応急給水槽の設置について引き続き東京都に要望していく。



母が亡くなり都営住宅に住み続けられない  
 相談＝都営住宅の承継ができる60歳の誕生日直前に母(名義人)が亡くなりました。西新井窓口センターに相談すると「たとえ一日でも60歳未満は承継を認めない」といわれ途方にくれています。  
 さとう＝障害者、病気等の理由があれば承継ができる場合があります。また、このようなひどい仕組みを止めるように東京都に意見を上げていきます。  
 根本的な解決は都営住宅を増設することです。ご一緒にがんばりましょう。

年金収入しかなくても必ず確定申告した方がいいのでしょうか  
 相談＝介護保険料がどうしてこんなに高いのでしょうか。夫が入院していっぱいお金がかかったのに区役所に確定申告の相談に行ったら「年金だけなら申告しなくてもいいです」といわれてそのままになっていますがどうすればいいのでしょうか。  
 さとう＝都営住宅に住んでいる方は家賃を決めるために必ず申告します。課税証明書を提出しなければ「非課税世帯」であっても基準の家賃になってしまうからです。また「非課税」であれば家賃の減免ができるからです。  
 このように年金収入だけでも医療費控除、寄付控除など控除されるものがあれば、確定申告をすることによって、様々な保険料や税金の減免対象になることがありますので私は全員申告をすることを薦めています。

交通事故の相談。借金の相談。相続の相談等は弁護士を紹介しています。生活保護を受けざるを得ない相談が増えていますが「仕事がない」「医療費がない」「家賃が高い」「自営業の倒産」など政治の責任が大きいのと思っています。 さとう

## さとう純子の 生活相談会

定例は第1・第3土曜日です

10月15日(土)

11月 5日(土)

午前10時～小台・宮城地域

電話 3919-9216

午後13時～鹿浜地域

電話 3899-8501

午後16時～江北地域

電話 3856-5634

法律相談は弁護士を紹介します

どんなことでもお気軽に声をかけてください。

注 11月5日(土)鹿浜地域の  
相談会は上沼田小学校の40  
周年記念式典のため休みます。

相談はいつでも受け付け  
ますので連絡してください。  
(予約も受け付けます)

シリーズ  
自然エネルギーへの転換へ  
原発ゼロ



「身近な自治体から自然エネルギー化」  
実際に可能なのですか？

自然(再生可能)エネルギーは、有数の自然エネルギーの宝庫。原発とは異なり、「地域の特性を生かした小規模分散型の供給が最も効果的」という特徴があります。まさに自治体から発信できる施策です。

先進国のドイツでは、小さな村単位で住民出資で風力や太陽光の共同発電所を設置し雇用も創出、売電収入で地域経済も活性化しています。空いた畑はエネルギー作物(麦・ひまわり・トウモロコシ・柳・菜種)を混在させて育てることで、良い土づくりと効率も上げられています。ドイツの専門家にいわせると「日本は技術もあり、世界

要はやる気です。

国内でも国の環境モデル都市に指定され「明日の環境首都」に選ばれた飯田市では、中期目標50%削減、長期目標70%削減を明示し、住民との共同で太陽光・バイオマス・小水力などありとあらゆる自然エネルギーの活用にとりくみ始めています。太陽光や風力を活用した国内の「市民共同発電所」も200カ所を超え大きく広がっています。